

雇用調整助成金支給申請 事業所 提出書類一覧

(2回目以降 R5.7月以降に判定基礎期間の初日がある休業等分 特例事業主含む)

R05.07

No.	必要書類	事業所 確認欄	安定所 確認欄
1	様式第5号(1) 雇用調整助成金(休業等)支給申請書 ※1 裏面も必要です。		
2	様式第5号(2) 又は 様式第5号(2)の2 いずれかの助成額算定書と、これに係る以下の添付書類 ※2 様式は裏面も必要です。		
	【様式第5号(2) 雇用調整助成金(休業・教育訓練)助成額算定書の場合の添付書類】 → 添付書類無し		
	【様式第5号(2)の2 雇用調整助成金(休業・教育訓練)助成額算定書の場合の添付書類】		
	下記5及び6などの休業手当の額が確認できる資料		
3	様式第1号(3)・様式第5号(3) 計画一覧表、実績一覧表及び所定外労働等の実施状況に関する申出書 ※3 裏面も必要です。		
4	共通要領様式第1号 支給要件確認申立書 ※4 裏面も必要です。		
5	賃金台帳など、休業手当額や賃金額が確認できる資料の写し (注)賃金台帳などは、必要に応じて原本の提示を求めることがあります。 ※5 休業日・休業時間に支払われた手当(休業手当)と通常労働日(就労日)・時間に支払われた賃金、手当等を明確に区分して記載したもので、申請に係る判定基礎期間の分 ※6 所定外・法定外労働時間数及び所定外・法定外割増賃金額の記載のあるもの		
6	出勤簿又はタイムカードの写し (注)タイムカードなどは、必要に応じて原本の提示を求めることがあります。 ※7 休業日(時間)、通常労働日がそれぞれ明確に区分して表示されているもので、申請に係る判定基礎期間の分		
7	その他 労働局長、公共職業安定所長が必要と認める書類 (例)「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(領収日印あるもの)」や、歩合給の労働者がいる場合に必要となる「休業手当等の支払率算定書」など、必要に応じて求めるもの 本表に記載ないもので必要がある場合は、別途、提出を依頼します。		

◎ 教育訓練を実施した場合(上記1～7の書類のほかに下記の書類が必要です)

8	通常実施している教育訓練の内容を確認できる「就業規則」などの書類 (入社時研修、新任管理職研修等) ※8 初回時に既提出の場合は不要		
9	様式第13号 雇用調整助成金支給申請合意書 ※9 事業主以外の者が訓練を実施した場合に提出		
	【事業所内訓練 ※10】 ※10 事業主が自ら実施するものであって、生産ライン又は就労場における通常の生産活動と区分して、受講する労働者の所定労働時間の全一日又は半日(所定労働時間の全一日より短く3時間以上行われているもの)		
10	受講者アンケート又は受講レポートなど、受講者本人の回答や作成又は記載により、受講を確認できる書類 (出勤簿はこれに当たらない)		
	【事業所外訓練 ※11】 ※11 事業所内訓練ではなく、受講する労働者の所定労働時間の全一日又は半日(所定労働時間の全一日より短く3時間以上行われているもの)		
11	事業所外で教育訓練を実施した状況が確認できる書類 ※12 日ごとに実施場所及び実施時間帯、受講者氏名、講師、実施内容がわかる書類、受講修了証、カリキュラム、受講者アンケート又は受講レポートなどの受講者本人の回答や作成又は記載により確認できる書類等 (出勤簿はこれに当たらない)		

* 申請様式については、厚生労働省HP(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000080400.html>)よりダウンロードできます。

○解雇を予告された者、退職届・願を提出した者、事業主による退職勧奨に応じた者、雇入れ後6カ月未満の者、又は特定求職者雇用開発助成金、トライアル雇用助成金等の他の助成金と支給対象期間が重複している労働者は、雇用調整助成金の支給対象になりません。

○対象期間の所定労働日数が合理的な理由なくその直前の1年間より増加している場合は、休業等を行った日数から増加した日数を差し引いて支給します。